

青色申告の特例

《所得税・法人税》

1 特例の対象者

青色申告を行う漁業者、水産加工業者等 ※

- ※① 個人の方は、毎年1月1日から12月31日までの所得を翌年2月16日から3月15日（土曜日・日曜日・祝日等の場合は、その翌日が期限）までの間に確定申告する必要があります。
- ② 確定申告には、青色申告と白色申告の2種類があります。
- ③ 青色申告を行う個人の方は、その年の3月15日までに納税地を所管する税務署長に「青色申告承認申請書」を提出することが必要です。
- ④ 青色申告者は所定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、保存することが必要です。

青色申告の手続き（個人の方の場合例）

2023年		
2024年	2024年分の事業についての所定の帳簿の備え付けと記帳	～3月15日 2024年分から青色申告を行う場合には、3月15日までに納税地を所管する税務署長に「青色申告承認申請書」を提出します。
2025年	2025年分の事業についての所定の帳簿の備え付けと記帳	2月16日～3月15日 確定申告（2024年分）

（注）青色申告の手続きについて、法人の場合、事業年度開始の日の前日（設立の場合は、設立後3ヶ月以内あるいは次期事業年度開始の日の前日のいずれか早い日）までに納税地を所管する税務署長に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

また、個人の方で、青色申告しようとする年の1月16日以降に新規に事業を始められた場合、事業開始の日から2ヶ月以内に納税地を所管する税務署長に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

お問い合わせ先

水産庁漁政部水産経営課税制班
（代表）03-3502-8111（内線6594）
（ダイヤルイン）03-3502-8426

2 特例の内容

青色申告を行う漁業者、水産加工業者等の主な特典には、次のようなものがあります。

特典項目		青色申告の場合	白色申告の場合
所得計算上の特典	専従者給与(個人)	原則として全額必要経費に算入可能	専従者1人当たり最高50万円(配偶者は86万円)を限度として控除
	青色申告特別控除(個人)	所得の計算の際、最高65万円(※1、3)又は10万円(※2)を差し引くことが可能	適用できない
	低価法(個人)	棚卸資産の評価については低価法が認められる	適用できない
	純損失又は欠損金の繰越控除	・個人の場合:翌年以降3年間、純損失の繰越控除が可能 ・法人の場合:青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金の10年間繰越控除	被災事業用資産の損失等に限って繰越控除が可能
	純損失又は欠損金の繰戻還付	・個人の場合:前年分の所得に対する税額から還付 ・法人の場合:欠損金の繰戻しによる法人税額の還付	適用できない
	減価償却の特例	少額減価償却資産の特例などが適用可能	適用できない
手続き上の特典	更正の制限	帳簿書類の調査に基づかない更正の原則禁止	推計により更正を受けられることがある
	更正の理由附記	更正される場合には、更正通知書にその更正の理由が附記される	更正の理由の附記は必要とされていない
	不服申し立て	更正の処分に不服があるときに、異議申し立てをしないで、直接審査請求が可能	直接審査請求することはできない

(※1) 55万円の青色申告特別控除
この55万円の控除が受けられるための要件は、次のようになっています。
(1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
(2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。
(3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(※2) 10万円の青色申告特別控除
この控除は、上記(1)～(3)の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

(※3) 2020年1月より(※1)の控除額は65万円から55万円に引き下げられましたが、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合の控除額は65万円となります。
(1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
(2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うこと。

3 特例の効果

○ 青色申告者(個人の場合)の方は、原則、専従者給与の全額を必要経費に算入でき、青色申告特別控除として最高65万円を控除することができます。

【 具体例1 】 収入1,000万円、必要経費600万円、配偶者である事業専従者への給与150万円の場合

青色申告者 : (所得税額)

$1,000\text{万円} - 600\text{万円} - 150\text{万円 (専従者給与)}$

$- 65\text{万円 (青色申告者特別控除)}$

$= 185\text{万円 (課税所得)}$

$185\text{万円} \times 5\% = 9.25\text{万円}$

(復興特別所得税)

$9.25\text{万円} \times 2.1\% = 0.19\text{万円}$

(合計)

$9.25\text{万円} + 0.19\text{万円} = 9.44\text{万円} \dots \textcircled{1}$

白色申告者 : (所得税額)

$1,000\text{万円} - 600\text{万円} - 86\text{万円 (事業専従者控除)}$

$= 314\text{万円 (課税所得)}$

$314\text{万円} \times 10\% - 9.75\text{万円} = 21.65\text{万円}$

(復興特別所得税)

$21.65\text{万円} \times 2.1\% = 0.45\text{万円}$

(合計)

$21.65\text{万円} + 0.45\text{万円} = 22.10\text{万円} \dots \textcircled{2}$

$22.10\text{万円} - 9.44\text{万円} = 12.66\text{万円} \dots \textcircled{2} - \textcircled{1}$

青色申告をすれば白色申告に比べて約13万円の節税メリット！！

○ 青色申告者（個人の場合）の方は、純損失が生じた場合、3年間繰り越して所得金額から控除できます。

【 具体例2 】 節減効果の比較

		青色申告者	白色申告者
2021年	所得金額	△1,000万円	△1,000万円
	税 額	税額なし	税額なし
2023年	所得金額	300万円	300万円
	税 額	(損失額の繰越による所得金額) 300万円－1,000万円＝△700万円 →税額なし	(所得税) 300万円×10%－9.75万円 ＝20.25万円 (復興特別所得税) 20.25万円×2.1%＝0.43万円 (合計) 20.68万円
2024年	所得金額	500万円	500万円
	税 額	(損失額の繰越による所得金額) 500万円－700万円＝△200万円 →税額なし	(所得税) 500万円×20%－42.75万円 ＝57.25万円 (復興特別所得税) 57.25万円×2.1%＝1.20万円 (合計) 58.45万円
2025年	所得金額	600万円	600万円
	税 額	(損失額の繰越による所得金額) 600万円－200万円＝400万円 (所得税) 400万円×20%－42.75万円 ＝37.25万円 (復興特別所得税) 37.25万円×2.1%＝0.78万円 (合計) 38.03万円	(所得税) 600万円×20%－42.75万円 ＝77.25万円 (復興特別所得税) 77.25万円×2.1%＝1.62万円 (合計) 78.87万円

青色申告者 : 38.03万円 …①

白色申告者 : 20.68万円＋58.45万円＋78.87万円＝158万円 …②

158万円－38.03万円＝119.97万円 …②－①

青色申告をすれば白色申告に比べて約120万円の節税メリット！！